

つくば市議会会議規則（昭和62年つくば市議会規則第1号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第4条（略） （会期）</p> <p>第5条（略）</p> <p><u>2 会期は、召集された日から翌年の3月末日までの間で定める。</u></p> <p><u>3 前項の規定にかかわらず、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の会期は、召集された日から11月29日までの間及び当該一般選挙後最初に召集された日から翌年の3月末日までの間で定める。</u></p> <p>4（略）</p> <p>第6条・第7条（略） （会議の種類等）</p> <p><u>第7条の2 定例会において開く会議の種類は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 開会会議 定例会の招集により開く会議</u></p> <p><u>(2) 定例会議 定例的に開く会議</u></p> <p><u>(3) 緊急会議 市長又は議員からの請求に基づき、緊急に開く会議</u></p> <p><u>(4) 閉会会議 定例会の閉会に際し開く会議</u></p> <p><u>2 議長は、前項各号に定める会議の審議の期間（以下「審議期間」という。）について、当該各会議の初めに定める。</u> （定例会及び緊急会議の開催等）</p> <p><u>第7条の3 定例会は、4月に開会し、6月、9月、12月及び翌年の2月に再開する。ただし、再開の時期は、都合によりこれを変更することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示し、緊急会議の開会を請求することができる。</u></p> <p><u>3 議員は、議長に対し、会議に付議すべき事件を示し、緊急会議の開会を請求す</u></p>	<p>第1条—第4条（略） （会期）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第6条・第7条（略）</p>

ることができる。

4 議長は、前2項の規定による請求があった場合は、請求のあった日の翌日から原則として7日以内に緊急会議を開かなければならない。

5 議長は、定例会を開会するときは、開会する日の7日前までに、議員に当該日
を通知するものとする。

6 議長は、開会会議を除く各会議の再開の日の7日前までに、議員並びに市長、
教育委員会の教育長、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員
会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委
任又は囑託を受けた者に、当該日を通知するものとする。ただし、緊急を要する
場合は、この限りでない。

第8条—第14条 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一の審議期間中は、再び提出する
ことができない。ただし、事情の変更があったときは、この限りでない。

第16条—第18条 (略)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び
会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の許可を要する。

2 会議の議題となっていない事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び
会議の議題となっていない動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得な
ければならない。

3 議員が提出した事件及び動議につき前2項の許可を求めようとするときは、提
出者から請求しなければならない。

4 委員会が提出した議案につき第1項又は第2項の許可を求めようとするとき
は、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第20条—第28条 (略)

(投票)

第8条—第14条 (略)

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出する
ことができない。

第16条—第18条 (略)

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又
は会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 会議の議題となっていない事件を撤回し、若しくは訂正しようとするとき、又
は会議の議題となっていない動議を撤回しようとするときは、議長の許可を得な
ければならない。

3 委員会が提出した議案につき前2項の承認を求めようとするとき
は、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第20条—第28条 (略)

(投票)

第29条 議員は、議長の指示に従って、順次、投票する

一。

第30条—第60条 (略)

(代表質問及び一般質問等)

第61条 (略)

2 前項の質問は、2月定例会議で行う。

3 (略)

4 前項の質問は、各定例会議で行う。

5 第52条第3項及び第4項並びに第59条第1項の規定は、第1項及び第3項の質問について準用する。

6 (略)

(オンライン会議システムによる質問等)

第62条 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第1項及び第3項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問することができる。

2・3 (略)

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合における前条第5項の規定により準用する第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第61条第1項、第3項及び第6項の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することが

第29条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、所定の投票用紙を投票箱に投入する。

第30条—第60条 (略)

(代表質問及び一般質問等)

第61条 (略)

2 (略)

3 第52条第3項及び第4項並びに第59条第1項の規定は、前2項の質問について準用する。

4 (略)

(オンライン会議システムによる質問等)

第62条 議員は、第2条の規定により会議を欠席し、遅刻し、又は早退する場合において、前条第1項及び第2項の質問を映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン会議システム」という。）により行うことを希望するときは、議長の承諾を得て、オンライン会議システムにより質問することができる。

2・3 (略)

4 議員がオンライン会議システムにより質問する場合における前条第3項の規定により準用する第52条第4項の規定の適用については、同項中「欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場にいないとき」とあるのは、「質問の順位に当たっても質問しないとき、又はオンライン会議システムへの接続ができないとき（接続した後であっても通信環境の悪化等によりオンライン会議システムによる質問を継続することが困難であるときを含む。）」とする。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないときは、第61条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することが

きる。

2—4 (略)

第63条の2・第63条の3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その審議期間中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第65条—第74条の2 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第74条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ文書により、その理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、前条の規定により申し出た者(次項において「申出者」という。)及びその他の者の中から議会において決定し、議長から本人にその旨を通知する。

2 申出者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第74条の5—第74条の8 (略)

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 審議期間に関する事項及びその年月日時

(3)—(16) (略)

2 (略)

3 会議録は、審議期間ごとに調製する。

きる。

2—4 (略)

第63条の2・第63条の3 (略)

(発言の取消し又は訂正)

第64条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言を訂正することができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の主旨を変更することはできない。

第65条—第74条の2 (略)

(意見を述べようとする者の申出)

第74条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめ その理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第74条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者 及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

第74条の5—第74条の8 (略)

(会議録の記載事項)

第75条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2)—(15) (略)

2 (略)

第76条—第98条 (略)

(議員派遣)

第99条 議会は、審査又は調査その他の必要により議員を派遣するときは、その事項、日時、場所、目的及び経費について会議に諮り決定する。ただし、特に緊急を要するときは、議長において決定することができる。

第100条 (以下略)

第76条—第98条 (略)

(議員派遣)

第99条 議会は、審査又は調査その他の必要により議員を派遣するときは、その事項、日時、場所、目的及び経費について会議に諮り決定する。ただし、特に緊急を要するときは、又は閉会中にあつては、議長が決定する。

第100条 (以下略)